

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成23年3月24日(木曜日)午前10時15分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	豊崎光彦
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第 4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の

- 制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算
- 発議第 2号 議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算に対する修正（案）
- 日程第 5 議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第28号 市道路線の変更について
- 議案第29号 市道路線の認定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 日程第 6 請願第 3号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願
- 日程第 7 委員会発議第1号 環太平洋連携協定（T P P）への参加に関する意見書（案）
- 日程第 8 請願第 4号 建設業協会の経営改善に関する請願書

- 請願第 5号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書
- 陳情第 2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」
- 日程第 9 選挙第 8号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 委員会発議第2号 事務検査に関する決議(案)について
- 日程第 11 閉会中の継続審査について
- 日程第 12 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 1 委員会発議第3号 議案第 12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議(案)
- 日程第 3 議案第 14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第 15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第 18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 追加日程第 2 緊急質問

- 日程第 4 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計予算  
発議第 3 号 「議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正（案）
- 日程第 5 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算  
議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算  
議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算  
議案第 26 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計予算  
議案第 27 号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について  
議案第 28 号 市道路線の変更について  
議案第 29 号 市道路線の認定について  
議案第 30 号 市道路線の認定について
- 日程第 6 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願
- 日程第 7 委員会発議第 1 号 環太平洋連携協定（T P P）への参加に関する意見書（案）
- 日程第 8 請願第 4 号 建設業協会の経営改善に関する請願書  
請願第 5 号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書  
陳情第 2 号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」
- 追加日程第 3 議案第 31 号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定について
- 追加日程第 4 議案第 32 号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 33 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 9 選挙第 8 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 委員会発議第 2 号 事務検査に関する決議（案）について
- 日程第 11 閉会中の継続審査について
- 日程第 12 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前 10 時 15 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

開会の前に、まず冒頭に、今回の東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられた方々に対し、かすみがうら市議会を代表いたしまして、心より追悼の意を表したいと思っております。

あわせまして、津波等により甚大な被害に見舞われた方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。

我がかすみがうら市におきましても被災地であり、議会として多くの人に支えられたことに感謝しつつ、地震の記憶を教訓とし、決して風化させてはならないと考えております。

ただいまの出席議員は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に先立ち、本日、議会事務局職員により議場内の写真撮影を許可いたしますので、ご連絡申し上げます。

また、音響設備の関係で、市職員がマイクの受け渡しのため議場に入りますので、ご了承願いたいと思います。

傍聴人の方々に申し上げます。会議におきまして、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されております。静粛に傍聴なされますようお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成22年度教育委員会の運営及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価の報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 1 議案第 3 号ないし議案第 1 1 号及び議案第 1 3 号

### ○議長（小座野定信君）

日程第 1、議案第 3 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 13 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 10 件をかすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

### ○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第 3 号ないし議案第 8 号について、3 月 4 日、8 日、9 日の 3 日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 8 号については可決すべきものと、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 6 号については否決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、委員会概要報告書は平成 23 年 3 月 23 日現在の整文前の原稿により配付しておりますので、数値等の相違、誤字脱字等がありますので、ご容赦願います。

会議録は完成後、次期定例会において配付予定でありますので、よろしくお願ひいたします。  
以上で総務委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）**

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第9号、議案第11号、議案第13号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第9号、議案第11号、議案第13号については可決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

なお、委員会概要報告書は整文前の原稿、またその抜粋による報告であるため、数値等の相違、誤字脱字等がございましたら、ご容赦願ひます。

会議録は完成後、次期定例会において配付予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題になっている議案第10号について、3月4日から17日までの間、6回の会議を開催し、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

なお、委員会概要報告書は平成23年3月23日現在の整文前の原稿から作成し配付しております

ので、数値等の相違、誤字脱字等がありますので、ご容赦願いたいと思います。

なお、会議録は完成後、次期定例会において配付予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論に参加します。

討論に先立ちまして、去る11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本での観測史上最大の巨大地震とされ、地震と津波による被害は甚大なものとなっております。痛ましい犠牲となった方々に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

議案第3号の副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてであります。市長の政策的な判断として、副市長の給与月額10%削減については同意をいたします。

しかし、私は、今回の震災時における市当局の事態の対応や対策及び予算編成に当たって数々の問題点が指摘されております。より一層早急な副市長の選任が必要であると痛感しているところでもあります。ぜひ、市長の片腕として、調整能力を持ち、実務的にもたけた副市長を選任することを強く要請し、賛成といたします。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第3号は否決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、前議会に引き続き提案された条例の制定であります。宮嶋市長の政策的な判断、いわゆる給与月額10%削減を覚悟して、同意を前提に、9月議会に選任されて教育長となった菅澤氏の決意も、私は評価したいと思います。これはあくまでも宮嶋市長の在任期間の特例でありますので、同意をいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第4号は否決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定



についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

人事院勧告の給与削減については、市長みずから職員組合との交渉を行い、一定の理解を受けたという点は、これは評価をいたします。しかし、平成23年度予算における人事院勧告に伴う給与改定の影響額は、職員1人当たり年間で8万2500円、総額にして3820万円であります。

日本共産党は、公務員給与削減の民間労働者へ及ぼす影響は大きく、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるものとして、公務員の給与削減には反対の立場であります。

日本経済の最大の問題が、長年にわたって賃金が減り続けていることにあることは、今や立場の違いを超えて、共通の声となっております。昨年11月、連合主催の会合で、富士通総研のエコノミストが「来年の春闘は4%の賃金上げを目指せ」と題して講演を行いました。そこでは、「10年以上も賃金が下がり続ける国は、先進国の中で唯一日本だけである。その結果は、内需の低迷、勤労者の労働意欲の低下など、経営側にとっても好ましいものではない。企業は200兆円もの現金をため込みながら、成長のための投資や適切な分配は忘れられている」とずばり指摘し、経営と労働の真摯な議論を求めています。財界のシンクタンクが労組の集会で賃上げを訴える、これも大幅賃上げが日本経済全体の立て直しのための大義ある闘いであることを示す出来事だと思えます。

こんな異常な賃下げ社会でいいのかを国民的な大問題にし、正規も非正規も民間も公務も、すべての労働者、国民が連帯して大幅賃上げを目指す闘いが今求められていると考えております。

以上、討論とします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案第6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、賛成の討論から行います。

初めに、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立少数であります。

よって、議案第6号は否決されました。

---

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

老人保健制度は、高齢者が国保、健康保険、健保など、それぞれの医療保険に加入したまま、医療の給付は住んでいる市町村から受ける制度であり、高齢者の医療を公費と各保険からの拠出金によって支え、高齢者の窓口負担を一般より低くするための仕組みであります。年齢だけで別の制度にする後期高齢者医療制度とは決定的に異なります。

日本共産党は、75歳という年齢で差別する医療制度、後期高齢者医療制度については、これを直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すことを主張しております。

したがって、老人保健特別会計の、この閉鎖をすることについては反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正の大きな点は、事業に用いる土砂等、いわゆる残土について、これまで運用と称して容認していた民間のストックヤードからの搬入を原則禁止したこととあります。さらに、残土の搬入元を原則茨城県内に限定し、改良土の搬入禁止を記載したことは大いに評価されます。また、事業施工者だけではなく、土地の提供者、いわゆる所有者である事業主にも責務を負わせる。そして、周辺関係者の定義を決め、周辺住民等への理解を促すために、今まであいまいであった説明会、同意書の範囲を明確にしたこととあります。

約1年間に及ぶ千代田地区幕ノ内集落での残土問題は、幕ノ内区長を初め、そこで生活し営農する住民に多大な混乱と負担をかけました。事業施工者は、いまだに完了届を出しておらず、行方知らずという状況であり、いまだに全面的な解決には至っておりません。

今回の苦い経験を生かし、今後、市当局及び農業委員会の残土に対する厳格な対応を求めて、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時51分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第 2 議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第2、議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第12号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第12号については可決すべきものと決しました。

続いて、3名の委員から議案第12号に対する附帯決議案の提出があり、直ちにこれを議題とし、提出者に趣旨説明を求めました。

採決の結果、賛成多数で附帯決議を付すことに決しました。

なお、ここに附帯決議を朗読いたします。

1つ、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、一部の納税者の負担を軽減する反面、応能・応益の変更により、一部負担増となる。これらを踏まえ、改正の趣旨や制度の概要について、市民に対し徹底した周知を図ること、また、周知状況について当委員会に報告することを求める。

2つ、市当局は、制度改革の概要について執行者の責務として説明責任を果たすこと。

以上、決議する。

これで文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、議案第12号の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

### ○8番（佐藤文雄君）

議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改正案は、世帯の国保加入者数に応じて計算される均等割を、医療分で22%、後期高齢者支援分で11%、介護保険分で25%と大幅に引き上げた結果、所得が少なく、固定資産税が賦課されていない世帯、また加入者数が多い世帯にとっては引き上げとなります。試算したモデルケースの結果でも明らかですが、問題は、引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合はどのようになっているか、またその税額の平均はどれくらいかとの質問に、市民部長は、茨城計算センターに依頼したが、プログラム作成の必要性があり、ある程度の期間が必要、そのプログラム作成には経費がかかるため提示はできない、3月中は難しいと述べたことであります。このような初歩的なシミュレーションもせず、税制の改正を行うことは言語道断であります。本来であれば、すべての国保加入者が改正によってどのような結果になるのか明らかにすべきものであります。

宮嶋市長の公約である国保税の引き下げが、所得が少なく、固定資産税が賦課されていない世帯、また加入者が多い世帯にとって引き上げになることは、公約違反と非難されることは必至であります。引き上げになる大きな原因に、市当局が応能割と応益割の比率を、国の指導である50対50に意図的に近づけ、53.4対46.6にしたことにあります。国保加入者の多くは、収入の少ない方であります。ですから、多くの自治体でも応益割を低くしているのが実態です。ちなみに、土浦市は59.3対40.7と報告されております。

国保加入者、加入世帯7,435世帯、平成22年8月現在であります。この38.7%、2,878世帯が所得50万未満の世帯であり、次に多いのが所得100万から200万未満の世帯で23.5%、1,749世帯であります。実に所得200万未満の世帯が74.1%、世帯数でいうと5,509というのが現実です。さらに、所得50万未満世帯の滞納について、単年度では世帯全体の38.9%で、金額では12.3%であります。累計になると、世帯全体の61.2%で、金額は38.4%と膨れ上がっております。国保年金課長は、所得が少ない方は滞納解消がなかなか難しく、累計では割合が高くなる傾向があることを認めております。このような税制の改正では、所得の少ない加入世帯をさらに滞納に追い込むことになるのではないのでしょうか。

私は、均等割を現行のままにして引き下げる、金額の多少はあっても、このことを要請をいたします。さらに、負担限度額の引き上げについても、国ではまだ決まっております。国が決めるからといって、先取りすることは問題であります。いずれにしても、実質的な引き上げ世帯がないようにすることを求めて、反対討論といたします。

### ○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

---

再 開 午前11時02分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま文教厚生委員会委員長から、委員会発議第3号 議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）が提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会発議第3号を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

---

追加日程第 1 委員会発議第3号 議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、委員会発議第3号 議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）の提案理由を申し上げます。



議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、宮嶋市長が選挙公約として掲げる国保制度の改革であり、概要としては、応能・応益を変更し、税率を近隣市町村の水準にすることを目的とし、あわせて一般会計からの繰入金9561万8000円を増額措置するものであります。

文教厚生委員会の審議においても、本案は、一部の納税者の負担を軽減する反面、応能・応益の変更により、一部負担増となることが指摘されました。

市当局は、今般の少子高齢化社会における社会保障制度の課題を背景に、当市にとりまして国保制度の新たなスタートであり、これを十分認識し、改正概要について執行者の責務として説明責任を果たし、さらに改正の趣旨や制度概要について市民に対し徹底した周知を図り、あわせて周知状況について議会に報告することを求めるものでございます。

国民健康保険特別会計の財源の主な内訳は、1つに国民健康保険税、2つに国や県の国庫金、交付金、3つ目にほかの保険等の被用者保険からの拠入金、さらにそこに4つ目として一般会計からの繰入金加わるわけでございます。一般会計の繰入金は、市民すべての公金でございます。したがって、この繰入金につきましては、市民によりましては、国民健康保険に対し1つのご負担ではなく二重、三重のご負担をいただくこともございます。したがって、国民健康保険の税率と一般会計の繰入金は、大変慎重なる取り扱いを執行部には求めるものでございます。

私からは、これらを踏まえ、再三申し上げますが、国保制度の新たなスタートとして、執行部には重ねての慎重な運営をお願い申し上げます。

議員諸公のご賛同をお願い申し上げ、私からの提案理由とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております附帯決議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認めます。

これより委員会発議第3号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

今回の附帯決議の中身であります。宮嶋市長は、国保制度のあり方、いわゆる改革という、これを選挙公約したわけではなく、他市町村と比較して極めて高い国保税を引き下げるといふこ

とがその趣旨ではなかったかと私は認識しております。この制度の変更の中身について、応益・応能まで手を加えるという結果、低所得者にとっては大変な負担がかかってしまいます。本来、低所得者層が多い国保加入者、その実態からいって問題であります。これを説明しろといっても、説明し切れるものではありません。加えて、議会としてどういうふうに対応したのかということも問われるのではないのでしょうか。今回の賛否については、議会にも重い責務が残っているものと私は考えております。

以上、この附帯決議については反対といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 14 号ないし議案第 19 号

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）ないし議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託しております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第14号について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号については可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題になっております議案第14号、議案第17号、議案第19号については、3月4日から17日までの間、6回会議を開催し、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、議案第14号、議案第17号、議案第19号は可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

#### ○8番（佐藤文雄君）

議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場で討論いたします。

石岡地方斎場組合にかかわる補正について、私はこれまで石岡地方斎場組合議会議員として、新斎場建設については石岡市染谷中島山への移転建設の問題点を指摘し、移転建設ではなく、現斎場での改築を求めてきました。しかし、石岡市長である組合管理者は、再考することなく、石岡市染谷中島山の買収を強行し、移転建設を強引に推進しております。

残念ながら、組合議会もこれに同意しておりますが、今回の斎場移転建設は5万8000平米という広大な共有地を平米当たり3,700円という高額な価格で買い取り、さらに火葬炉を現在の4基から8基に増し、150人から200人収容可能な葬祭場を1室設けるといふ、まさにバブル的な発想であり、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法第2条第14項に違反する行為であります。

加えて、その建設負担の財源を合併特例債に求めることは、均衡ある発展という趣旨にも反するものであります。

また、第3表の向原土地区画整理事業にかかわる債務負担行為の延長、平成23年から25年度まで3年間延長するもの、いわゆる追加補正であります。一般質問でも明らかにしましたように、当初からの組合員が仮換地の売却を自粛し、保留地を最優先にして販売すれば、保留地はとっくに完売していたのではないのでしょうか。この追加補正を承認することは、仮換地の売却を優先した当初組合員のモラルハザードや市当局の対応のおくれ、さらにその問題点を免罪することになり、私は認めることはできません。

以上、反対といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

[山内議員「はい。賛成」と呼ぶ]

#### ○議長（小座野定信君）

ありますか。

15番 山内庄兵衛君。

登壇願います。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

#### ○15番（山内庄兵衛君）

賛成の立場から討論をいたします。

今回の14号につきましては、待ちに待っていた石岡斎場組合がやっと移転の運びとなったわけです。火葬場というのはなかなか大変な問題があって、反対やら何かで問題はあった土地ですけれども、そこに移転をするということになりました。今の火葬場は、私も前にも申し上げましたとおり、ずっと前の石岡の火葬場、特別な宗教の人たちと、それから法定伝染病の人たちの火葬場でありました。それは狭隘でどうしようもない、別なところに、たくさんの大きな駐車場を持った商社のところを借りての今、操業をやっているような状態で、火葬場も狭く、そしてひつぎを前にもって密葬という形でやっているのが現状であります。

やはりお葬式は、葬式場で花を入れて、そして見送るのが本当ではないかなと思います。「おくりびと」という映画が非常に受けたのは、今まではぐくんできた、その人が送るときには、やはりきちんと、あんなにすばらしく化粧までして送っていくんだということが生者に対する戒めであります。そして、死者に対して、それを送ってやるということが大変なすばらしいことだと私は思っております。

そういうことで、この予算を組み、それから向原のことについても、当時からずっとやっておりますけれども、これらについても、今、執行部でも大変な努力をしております。そういうことで、これらを見守ってやらなければならないのではないかなと思います。一日も早く販売できることをお願いして、賛成といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝議員。

○14番（栗山千勝君）

はい、わかりました。

ここで緊急質問を求めます。

○議長（小座野定信君）

先ほども申し上げましたが、緊急質問を行うには、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

ご説明願います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

1つ、平成23年東日本大地震の対応について、2つ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う対応について、3つ、かすみがうら市の災害対策について、以上3件の緊急質問をしたいので、追加日程として、直ちに発言することについて同意を求めます。

以上です。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま14番 栗山千勝君から、緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して、直ちに発言を許されたいとの申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝君の緊急質問の件を議題といたします。

念のために申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他の真にやむを得ないと認められるとき、議会の同意を得て質問することができるかとされております。

この採決は起立により行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝君の緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して、直ちに発言を許すことは可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時34分

---

再 開 午前11時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。



---

## 追加日程第 2 緊急質問

### ○議長（小座野定信君）

追加日程第2、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問の発言時間については、議会運営委員会の決定により、20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

### ○14番（栗山千勝君）

緊急質問を行います。

去る3月11日金曜日、午後2時46分、常任委員会審議中に、マグニチュード9の東日本大地震は、東北・関東地方を未曾有の大地震と大津波が襲い、我々に自然災害の恐ろしさを知らしめました。大震災の被害は、その規模の大きさから、いまだ全容を見ることができません。この甚大な災害によって、死者は8,800人、行方不明者は1万8000人に上り、合計で2万6000人も超えています。

今回の地震の津波によって、集落が、まちが跡形もなく消えてしまうとだれもが想像できたでしょうか。散り散りになった家族を捜し出そうと、瓦れきの山と化したまちを迷い歩く父親、行方のわからない母親を求めて「お母さん」と泣き叫ぶ少女、なぜ自分一人が助かってしまうのかとおのれを責め続ける母親、テレビが伝える厳しく悲しい現実には、どうか夢であってほしいと思った方も大勢いると思います。

一方で、9日ぶりに軌跡の生還を果たした祖母と孫のニュースは、今も救出活動をしている方々の大きな励みとなり、希望となりました。16歳の少年の祖母を思いやる優しさ、機転、そして強さに、日本じゅうが感動しました。同じように、行方不明の方々がお一人でも多く生還されることを願うばかりであります。

そして、この大震災で亡くなられた大勢の皆様のご冥福を心よりお祈りを申し上げます。あわせて、大地震と津波により甚大な被害に見舞われました方々に対して心よりお見舞いを申し上げ、緊急質問に入らせていただきます。

私は、この大震災を教訓として、決して風化させてはいけないとの憂いから、緊急質問を行うものであります。これまで、市は災害対策として各種の計画書や初動態勢を作成しておりますが、今回を振りかえると、それは実態に即したものであったのか、反省点が多々あるのではないかと思います。それらを踏まえ、質問をいたします。

1つ、平成23年東日本大地震の対策について。

かねてより、私は一般質問で災害については何回も質問をしております。さらには、職員の教育についても質問をしております。果たして、私の質問に対して即対応できたかと思うと、非常に疑問点が多々あります。

そういう中で、7月の市長選が終わった後に、こう言った方がいます。宮嶋市長が誕生して、また何かあるんじゃないのかなと予測した人が1人います。それは村長時代のころなんですが、

毎日毎日雨が降りまして、霞ヶ浦の堤防がいつ切れてもおかしくないような状態でありました。そのときに、新治郡の町村議会のソフトボール大会、玉里でありました。消防団、関係機関が心配している中、当時の宮嶋村長は、そのソフトボール大会に参加してしまいました。私は地元の区長でもある議員でもある立場で、さらには堤防が近いということで、到底行く気になれなかった。そういうことを思い出した方が、何かあるんじゃないのかなと言った方が1人いるんですよ。それはそれとして、じゃ今度のこの大地震でもって、これは議会の会期中です。

そこで、市長にお伺いしますが、あの議会の会期中に市長はどこにおられたか、まず第1点、これをお伺いします。

2番目に、東京電力株式会社のこの原発の関係なんですが、非常に最初から私は心配しておったわけですが、現実には大きな問題が発生しております。放射能問題で農産物が出荷できない、その対応を具体的に関係部署とどういう対応をされたかお伺いしたいと思います。

次に、かすみがうら市の災害対策について。

これは今後の課題としてどういうふうに市長は考えておられるか、まずお伺いします。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

ご登壇願います。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいまの栗山議員のご質問にお答えいたします。

まず、11日ではありますが、私は自宅にちょっと自分の個人の用がありまして、自宅に戻っておりました。

あと、2点目の原発の農産物の対応であります。今、環境経済部を中心に、農産物の出荷体制等の対応についてはしっかりと対応するように指示をさせていただきます。

3番目が今後の対応ですか。今後の対応については、引き続き、災害対策本部を今立ち上げてありますので、その対策本部を中心に対応してまいりたいと思います。おかげさまで、市内の水道、電気等についてはもう完全に復旧しておりますので、今後は、先ほども全協等でお話をいたしました。福島、東北方面の避難民の受け入れ、そういったところに重点が移ってくるのではないかと考えておりますので、まだ余震も続いておる中、油断はできないわけではありますが、本震以上のものはないと考えておりますので、引き続き用心をしながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

ただいま市長は、会期中にもかかわらず、個人の用で自宅にいたというような発言でございましたが、当然会期中であり、議長からは出席要求も出ているはずだと思います。当然、待機して

いなければならない。個人の用であれば、個人の用だということで緊急性がある場合には、これはやむを得ない。やはり議会事務局に報告するのが当たり前だと私は思っています。そういう義務を怠っている。これは非常に無責任な行為じゃないのかと私は思います。その点についてどう思うか。

次に、即座に災害対策本部が設置されたということは、これはすばらしいことですよ。しかしながら、その災害対策本部、どういう災害対策本部かという、普通なら、大きなテーブルを囲んで、1室を借りて、かすみがうらの全図を置きまして、黒板を書きながら、本部長がいて、副本部長がいて、いろいろ対応していくというのが普通かと思えます。しかしながら、地図一枚ない。どういう指揮命令となっているか全くわからない。私が今まで防災についての質問が、今まで何だったのかと。そのたび、きれいごとで逃げていたわけですよ。それが市民に対して通るかというの。

職員の教育をきちんとしていけば、そういう機転をきかせて、どうしなければならないというのは即座に対応できるわけですよ。そこには消防長もいない。全くこれ市民のサービスになっていない。土浦市においてはね、インターネット、携帯電話のサイトにおいても、全部情報を提供しているんですよ。かすみがうら市はインターネットにも配信していない、携帯サイトにも出ていない、何だというような声が私の耳に入ってくるんですよ。その対応のおくれについて、具体的にご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、第1点であります。たまたま議会の会期中ということで、大変、結果的に地震が発生したということで私もびっくりしまして、すぐ霞ヶ浦庁舎のほうに行きまして、電話で連絡をとりながら、すぐ対策本部を立ち上げたような次第であります。その後こちらの千代田庁舎のほうへすぐ向かいまして、対策本部の陣頭指揮をとらせていただきました。

また、当日、会期中ということではありましたが、私は特別職ということがあって土日も全然ありませんので、その都度、自分の用事等もありますから、それは適宜、1日抜けるようなことはないわけではありますが、特に平日においては適宜自分の用をなすようにしております。

さらに、対策本部についてであります。いろんな対応について多少不備なところもあるかと思うんですが、そういったことは今回反省材料として、今後の対応に生かしていきたいなど、こういうふうにしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長、特別職だからねというような話でもって、議会中はいかなることがあっても、これは病気で入院はしようがないでしょうけれども、何が何でもいなくちゃならない。特別職だから自分の用を足したということは、これは理由にならないですよ。いつ何とき、市長は委員会に呼ばれるかわからないんです。特別職だからって、議会は全く別ですよ。ふだんの日、これはいいでしょうよ。議会の会期中は、市長たるべき者は議案の提案者なんです。提出者なんで

すから、何が何でもいなくちゃならない。それも議会にも、こういうわけだと理由をつけて自分の用を足しに行ったわけじゃないようなんで、その責任は所在というのは大きいと思うんですよ。もう一度、その考えについてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに自分の用事でありましたけれども、担当の部署には、いつでも戻れる態勢であるということ伝えて、自宅にいるということも話しながら行ったわけでありまして、かなり遠くへ行っちゃったとかそういうことではありませんので、市内にとどまっております、そういうことは、常任委員会の開催中ではありますが、実際問題として何回かございます。たまたま、このときは自宅に行っておりましたが、公務で市内にちょっと出るときもありますし、そういったことはたびたびございます。しかし、その都度行き先等については明確にしておいて、少なくとも30分以上もかかるところには行ってないという状況でありますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長の話だと、さもすぐ帰ってこれるからいいんじゃないかというような答弁ですけども、議会にも全く話ないんですよ。私、事務局長に、市長はどうしたんだと、そうしたらわからないと、そんなばかな話がありますか。私、支持した一人として恥ずかしいですよ、そんなことは。少なくとも会期中なんだから、ふだんの日はまあよしとしても、議会の会期中だから何が何でもこれは本庁にいなくちゃならない。どうしても急用があるんならば、やはり議会にも、こういうわけで席を外すと言うことが当たり前だと思うんですが、どうも反省の色がない。もう一度、答弁。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後については、もし出るような場合は、議会のほうにも通知をして出たいと思います。しかし、会期中であるから、全然この庁舎から出だめということにはならないと思いますので、そういうことになりますと、逆に公務にも支障も出ますし、これ議会というのは、いわゆる我がかすみがうら市は今、会期を定めてやっておりますが、通年議会ということもありますし、そういうことを考えれば、議会中であるから長が必ずしもそこにとどまっていなくてはならないということは私はないと思います。

しかし、今回、議会のほうに連絡しないで出ていったと。これは従来そういうふうにしておったことは何回もあるわけでありまして、今回だけじゃなくて。ちょっとその点については今後反省材料として、もし庁舎外に出る場合は、議会にもちょっと話をしてから行くと。状況を見きわめながら、特別委員会、常任委員会の場合は委員会の様子を聞きながら、当面、私がいなくても大丈夫かなという対応をその都度判断しながら、適宜対応しているところでございます。今後についても、そういったところ、議会に報告するというのをきちんと反省材料としながら対応して

まいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、今までもそういうことがあるというようなことで、全く反省の色がない。議会には、いつ何ときに呼び出されるかわからないんですよ。事細かく言えば、職員も迷惑かかる方もいるから私は言いませんけれども、このことについてはいろんな方に、どこにいたんだと聞いておるんですよ。全く反省の色がないですよ。いつ何とき呼ばれるかわからない。その都度ね、自宅にいたから、じゃ保留と審議中断する、そういう事態になるんですよ。うちの委員会でも一回ありました。議長にちょっとお伺いしますけれども、会期中は、市長はよっぽどの緊急性がない限りはここにいるべきだと私は思うんですが、議長、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

他の市議会、全国的に見ましても、当然市長が招集しているわけですから、市長が待機するのは当然だと私は認識しております。

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午後 0時07分

---

再 開 午後 1時33分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

災害というのは、非常に災害対策本部ができて指揮命令系統が行き届いていなければ、なかなか職員は動くことができないというふうに私は理解しているわけでございまして、これが機能していないですね、全くね。一人がやることは、これは微々たるものだけでも、一人一人が責任を持って微々たるものを重ねたときには大きな仕事ができるというようなことで、まず本部長の指揮命令、非常にこれ欠けていたんじゃないかと私は思います。今でも余震が続いていますので、いつ何ときこの前のような大きな地震が来るかもわからないし、そういう中で、対策本部に消防長もいなかった。本当に、あの対策本部へ入って行って、情けなかった、私。

一番情けなかったのは、結局、道路関係で担当部署でもって現場を調査して、議会にも調査報告がありました。私ども産業建設委員会でも現場を見て来ました。そこで、私、何回か地元の議員として、うちのほうの柏崎集落というのは、入り口で火災があったときには消防車が全く入れないんですよ。それと、何回も議会で質問して、西側の堤防を防災道路として何とか整備してくれというようなことで、それを整備しました。ところが、その中間でもって段差が50センチ以上できちゃって通行不可能なんです。そういうことが消防署に連絡が行っていない。東消防に聞いたら、そういう話は聞いていないと言うんです。本当に生ぬるい行政運営をしているわけですよ。その間、何回も防災についての質問をしているわけですから。

とにかく本部長はどんと座って、担当職員に命令していれば一番いいわけですよ。あとは、関

係専門家にアドバイスを受けて、いろんな形で市民が安心して生活できるように。それが全く機能していなかった。霞ヶ浦地区は幸いにして水道水は出ておりましたけれども、千代田地区については非常に不自由な思いをしておりました。それだって、私は千代田の水道、今回についても何とかしなくちゃならないなと何回も質問をしていた。ただ、議会だけ逃れればいいというような感覚でもって執行部がいたら大間違いです、これは。そういう中で、これからでも余震が想定されるんで、今からどうしなくちゃならないかということが一番大事なんで、その考えについて市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

災害対策本部の対応であります。私が本部長ということで、総務部長が副本部長ということでやっております。私も四六時中やれるわけではありませんので、どちらかはなるべくいるようにするというのでやっておりました。

消防長の件であります。消防署が本部がすぐ庁舎近いということで、消防長は立哨、歩哨、本部で指揮をとると。絶えず連絡員が行き来する形をとっておりました。また、水道等については、水道の霞ヶ浦地区にある水道事務所の本部のほうに本部長を置きまして、課長がこっこの災害対策本部に常駐する形で、絶えず連絡をとり合いながら、水道の状況がどうなっているかというのを、災害対策本部のほうで水道事務所の課長をパイプに、情報収集に当たっておりました。

また、極力、現場の対応もあるわけですが、各部長についてはなるべくそのまま、土木部長であるとか環境経済部長、教育部長等は、震災後数日間はこちらの本庁舎のほうになるべくするようにしまして、霞ヶ浦庁舎のほうにはこちらの本部から連絡を出す。しかし、そういう中でも震災後数日間のうちに何度か、霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎の連絡が電話も携帯もつながらないような状況も何度か発生いたしまして、そういう際には車で走らせて連絡をとったり、そういうこともありました。何せ我々の経験上初めてという震災でありましたので、いろいろ対応等については反省すべき点多かろうとは思いますが、今後の糧にしたいと、こういうふうと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。あと3分となりました。

○14番（栗山千勝君）

今、話を聞いていても、これ発想も機転も何もない。水道課にしても本部にしても、全く話が通じていない。私はいち早く、うちにいい水槽があるから貸しますよと提案しても、それを使用するのに1日かかっているんですよ。そんなばかな話がありますかというの。

そこで、私は言いますが、建設業協会での関係、別におれは建設業協会につけるわけじゃないですが、防災協定も結んでいるんだから、建設業界の方々はいろんな重機も持っていれば、発電機も持っているんですよ。発電機を持っていれば、大概なことは対応できるの。自家水を持っている人は、電気がなければできないわけですから、発電機を持っていけば、自家水道を回せるんですよ。そうすることによって、幾らでも市民に心配をかけないで水の供給ができる。市で発電機を持った場合には負担が物すごくかかる。使わないときは機械もだめになっちゃう。業者の方

はそういう機械も持っているんですよ。そういう観点からも、やはり地元の建設業界も大事にしないでくれない。特別、私は仕事を多くやれとも言わない。

ただ、商工会にしても、ああいう形で大分もめましたけれども、商工会にお願いして、緊急車両のみ、ガソリンでも何とか供給してくれないかと、物も供給してくれないかとお願いすれば、商工会においても決して嫌とは言わない、積極的に対応してくれると思う。真藤会長にも、私が連絡していろいろ話を聞いてみた。できることは幾らでも努力すると言うんですよ。

だから、地元の企業をやはり一番大事にしないでくれないというのは、これ基本ですよ。また、かすみがうら市の市民がその企業へ行って働いているのがほとんどなんです。そういう観点から、やはり地元の企業、これ大事にしてもらって、行政運営に反映してもらえればなというふうに思うわけでありませう。

時間がないようですから、これはこの続きについては6月の定例会に質問したいと思います。以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁はよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

結構です。

○議長（小座野定信君）

以上で14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

---

#### 日程第 4 議案第 20号並びに発議第 3号

○議長（小座野定信君）

次いで、日程第4、議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算並びに発議第3号「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正（案）をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第20号について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第20号については否決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この報告書の中ではちょっと見出しできないんで、執行部に答弁をもらっても結構なんですけど、歳入面で地方債、継続費とか起債を起こすわけですが、当市は筑波銀行が指定金融機関であります。そういう中で、この借入金の集計表を見ますと、決して筑波銀行が借入金額が多くなくて、ほかの金融機関が多いわけですね。指定金融機関だから、当然安い金利で借りられるのではないのかなと私は思うわけですが、ほかの金融機関のほうが借入金が相当多いというような観点から、多い順から3行あたりのこの借り入れの金利についてご答弁願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時48分

---

再 開 午後 1時49分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの23年度の予算案の中で、ただいまございますように地方債とかの関連してのご質問でございます。

ご案内のように、23年度これから執行の中で具体的に決まるわけですが、通常、一般的に起債等を起こす場合に、借入期間とかいろいろな条件がございます。そういうことで、現在、諸条件を示しまして、金融機関から見積もり入札、そういう形をとっております。公平な形で、その中で市の条件に合ったところから借り入れする、そういう形をとっております。そういう中で、ご指摘のように、指定金融機関だけがそのような条件に合う場合もありますけれども、ほかの金融機関がその条件に合う場合もございます。その借入条件、時期、種々さまざまな中でそれぞれ対応していただいている内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私の資料を見れば、借入先から見て、筑波銀行が3番目あたりかなというように思うわけですが、ほかの金融機関のほうが今、利子が安いのか。私は、指定金融機関だから当然、筑波銀行に安い金利で借りたほうがいいのではないのかなと思うわけですね。それで、最高責任者の市長に、その点についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）



市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

借入れ等については、今、公室長が答弁したように、その都度見積もり入札等で決定をしております。それ以上のことはないんでありまして、指定金融機関をどこにするかということは、従来ずっと関東つくば銀行ということでやっております、そのままの形が続いているということでありまして、筑波銀行がやっぱりそのときの資金の状況等によって金利が安く提示できないということもあろうかと思えます。その結果が結果的に3番目だと、そういうことなのかなと思えます。

こういう状態がいつも続くということであれば、借入れのトップがどこであるかちょっと、もしかしたら常陽さんかもしれませんが、皆さんが1番のところがいいだろうということが、そういう意見が多く出されるようになれば、それは別にどこでも構わないと思えますので、今後の検討材料にしていきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で質疑を終結いたします。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

当議案に関連し、志筑小学校新築校舎建設の進捗状況の調査、今後、耐震補強工事が予定されている下稲吉東小学校の現況確認と、下稲吉中学校校舎耐震補強工事の進行状況の確認、以上3つとして3月4日の委員会において委員派遣を議決し、3月8日に現地調査を実施いたしました。

志筑小学校新築校舎建設の進捗状況の調査では、担当部課長、現場代理人等から工事の進捗及び来年度の予定について確認してまいりました。

また、今後、耐震補強工事が予定されている下稲吉東小学校の現況確認と、下稲吉中学校校舎耐震補強工事の竣工状況の確認では、担当部課長等から説明を受け、それぞれ確認をしました。

なお、審査の結果、議案第20号については可決すべきものと決しました。

続いて、3名の委員から議案第20号に対する附帯決議案の提出があり、直ちにこれを議題とし、提出者に趣旨説明を求めました。

採決の結果、全会一致で附帯決議を付すことに決しました。

なお、ここに附帯決議を朗読します。

1つ、行財政改革の推進は地方自治体にとって責務であると言っても過言でなく、かすみがう

ら市でも同様である。しかし、行財政改革の推進手法や削減額は、事業の実態を掌握した上で、さまざまな角度から検証し、削減影響を十分にかんがみ、推進すべきであることを留意すること。

2つに、かすみがうら市シルバー人材センターは、補助金の見直しに対し協力的な姿勢であるが、同センターの実態運営を踏まえ、シルバー人材センター補助金の急激な削減ではなく、自主的かつ自助努力のもとに年次的に運営改善を進められるよう、200万円の削減ではなく100万円の削減とすること。

以上、決議する。

これで文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

ただいま議題となっている議案第20号について、3月4日から17日までの間、6回会議を開催し、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、議案第20号は可決すべきものと決定いたしました。

また、委員より附帯決議案が提出され、委員会として議案第20号に附帯決議を付することに決定いたしました。

附帯決議の内容を報告申し上げます。

平成23年度かすみがうら市一般会計予算内の産業建設委員会の所管に関する歳入歳出予算中に、商工振興対策事業費補助金が2000万円計上されております。本補助金は、かすみがうら市補助金等審議会から縮減の答申がなされ、それらを受け、市は500万円減として提案したものであります。一方、かすみがうら市商工会から、一定期間は従前並みの補助を求める請願が提出され、産業建設委員会は、この請願について関係者から意見を聴取し、多面的な角度から審査を行いました。

また、石岡地方斎場組合の平成23年度当初予算では、本市の石岡地方斎場建設負担金が計上され、妥協案が示されているにもかかわらず、本市の平成23年度一般会計当初予算の衛生費には計上されていない。

これらの審査を踏まえ、次の事項に十分留意し、対処することを求める。

1、行財政改革の推進は地方自治体にとって責務であると言っても過言ではなく、かすみがうら市でも同様である。しかし、行財政改革の推進手法や削減額は、事業の実態を掌握した上で、さまざまな角度から検証し、削減影響を十分にかんがみ、推進すべきであることを留意すること。

2、かすみがうら市商工会は、補助金の見直しに対し協力的な姿勢であるが、同会の実態運営

を踏まえ、商工振興対策事業費補助金の急激な削減ではなく、自主的かつ自助努力のもとに年次的に運営改善を進められるよう、500万円の削減ではなく250万円の削減とすること。

3、平成23年度かすみがうら市一般会計予算の衛生費に石岡地方斎場の整備負担金を計上すること。

以上が決議の内容です。

次に、五輪堂橋の協定について、地方自治法第98条第1項の規定により、事務の検査を行うため、決議案を委員会提出することに決定しました。

審査の経過並びに概要については、別紙の委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

本案に対しましては、小松崎 誠君外2名から修正案が提出されております。

提出者の説明を求めます。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

#### ○6番（小松崎 誠君）

「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正（案）の提案理由について申し上げます。

平成23年度一般会計予算（案）は、総務委員会で、副市長及び教育長の給与改正の特例、さらには予備費のあり方の関連により、否決となっております。また、文教厚生委員会においては、シルバー人材センター補助金、産業建設委員会においては、商工振興対策事業費補助金、石岡地方斎場建設負担金が、附帯決議としてそれぞれ委員長報告に付されております。これらの経緯を踏まえ、3常任委員会の委員長が修正すべきものとの意見が一致したため、提出したものであります。

修正項目については、副市長及び教育長の給与改正の予算措置、シルバー人材センター補助金、商工振興対策事業費補助金、石岡地方斎場建設負担金の予算措置であります。

次に、修正概要についてご説明いたします。

行財政改革の一環である補助金の見直しは、必要性を踏まえつつも、その手法は、事業の実態を掌握し推進すべきであることから、商工振興対策事業費補助金は250万円の削減、シルバー人材センター補助金は100万円の削減といたしました。また、石岡地方斎場建設負担金については、予備費内の1億6622万9000円が予定できる経費であるとの判断から、その目的に従って衛生費に計上いたしました。

なお、修正方法は、すべて予備費より組み替えを行い、提案された予算総額は変更しておりま

せん。

最後に、本会議において、既に石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議が議決され、さらには、産業建設委員会と文教厚生委員会における平成23年度の一般会計予算において、附帯決議が付された経緯を踏まえれば、市長みずから修正すべきところではありますが、そのような姿勢が全く見受けられないため、議会による修正に至ったものであります。

議員諸公におかれましては、これらの決議の経緯をご認識賜り、本発議案に一人でも多くのご賛同が得られますよう心よりお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（小座野定信君）**

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております修正案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、原案並びに修正案について一括して討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった原案への反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算に対する討論を行います。

市長の、当市の厳しい財政をかんがみながら、みずからの給与を半減する、特別職報酬も減額するという決意をもって、行財政の改革を行いながら、市民の福祉向上を目指すという考え方には賛同をいたします。

また、市民に情報を公開して、市民とともに市政を運営するという立場から、補助金等審議会並びに政策推進戦略会議を立ち上げ、補助金の見直しとともに事業仕分けを実施し、財源の確保を努めてきた点についても評価できます。

加えて、石岡地方斎場建設見直しの立場を貫く市長の姿勢に賛同をいたします。

しかし、人件費カットに念頭を置く市長の考え方が余りにも強く押し出され、各種団体から補助金カットの見直し要請が出されていることは問題であります。

また、私は市職員の人事院勧告に伴う給与の削減にも反対の立場であります。

今回の予算案について評価される点は、商工振興事業における住宅リフォーム助成金500万円や民間事業の新たな起業化を支援する観光PR推進事業、地場産業振興支援事業委託752万4000円、都市農村交流事業、アンテナショップ運営事業委託676万9000円等々、地域産業の活性化に力点を置いたことであります。

特に住宅リフォーム助成制度を今回立ち上げたことによって、今回の震災に対しリフォーム助成で対応することが可能となることは、市民にとって朗報と言えます。私は、さらに一步進めて、屋根がわらの損壊やブロック塀の崩壊など、明らかに震災によるものと判断される住宅補修等については、補助率を2割程度に引き上げる措置を検討することを求めたいと思います。

国保会計のほうに一般会計からの繰り入れを増額することには評価いたしますが、その中身が問題であります。来年度予算の目玉と報道されている国保税の引き下げについては、世帯の国保加入者数に応じて計算される均等割を大幅に引き上げた結果、応益割の比率が高くなり、低所得者及び資産のない国保被保険者にとっては引き上げになることであります。これは明らかに市長の公約違反であり、私は反対せざるを得ません。

子育て支援策については、任意予防接種の拡充、放課後児童クラブ保育の時間延長や東小学校に新たに放課後児童クラブを設置するなど、評価されます。市長は、中学生までの医療費無料化は来年度の課題としましたので、今後に期待いたしますが、一方で、保育士と学童保育の指導員の雇用に関しては、臨時職員で対応する傾向にあることには反対であります。専門職として、正職員で対応することが望まれます。

教育費について、義務教育費に係る父母・保護者負担をできるだけ少なくするよう、市独自の支援策を講じるべきだと考えます。

また、福祉タクシーの利用料の問題についてであります。初乗り料金が上がった差額分については、来年度に見直すとの答えがありました。プラスアルファして予算を計上するべきだったと思います。

以上、平成23年度かすみがうら市一般会計予算に対する討論といたします。

さらに、今回の発議第3号「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正（案）についてであります。今、述べましたように、シルバー人材センター補助金100万円の復活及び商工振興対策補助金250万円の復活については賛同をいたします。

しかし、私は議案第3号及び4号に賛成し、議案第5号に反対した立場でもあります。

さらに、この最大の問題点は、予備費にある石岡地方斎場建設負担留保分1億6622万9000円、これを衛生費に組み入れる修正には反対であります。石岡地方斎場移転建設については、私は原告団の一人として、移設建設費の差しとめ請求訴訟を行い、現在係争中であります。石岡市長である管理者、久保田管理者は、副管理者である宮嶋市長の見直しの申し入れについては、この申し入れが行われているにもかかわらず、協議に応ずることをせず、一方的に組合議会に建設予算を提出、これを議会が議決をいたしました。私は、この移転建設は地方自治法第2条14項に違反する内容と考えております。市長は、見直しについては合意形成に全力を尽くすという立場で、この趣旨から予備費として計上したものと私は理解しております。ですから、この予備費の計上については私は支持する立場であり、この修正案については反対をいたします。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

次に、原案に対し賛成の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、原案並びに修正案に対し反対の討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、原案に対し賛成の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、修正案に対し賛成の討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより発議第3号「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正  
(案)の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次いで、ただいま修正議決した部分を除く原案についての採決を行います。

この採決は起立により行います。

修正部分を除くその他の部分について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第20号については修正議決されましたが、議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算の予備費、総務費、衛生費に、それぞれ計数の変更が生じます。その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第 5 議案第21号ないし議案第30号

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算ないし議案第30号 市道路線の認定についてまでの10件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、所管の常任委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第21号、議案第22号、議案第25号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第21号、議案第22号、議案第25号については可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

ただいまの議題になっている議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号ないし議案第30号について、3月4日から17日までの間、6回の会議を開催し、議案第28号ないし議案第30号については3月7日に現地調査を行い、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を

行いました。

慎重な審査の結果、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号ないし議案第30号については可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で産業建設委員会の委員長報告といたします。

**○議長（小座野定信君）**

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

**○総務委員会委員長（小松崎 誠君）**

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第27号について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第27号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君からの反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に対する反対の討論を行います。

今回の予算案の問題点は、国保税が引き下がる世帯、引き上がる世帯もわからない保険税の収入の積算であることとあります。所得が少なく、固定資産がない方、世帯人数が多い方は、国保税が引き上がることは確実であります。また、保険税の賦課の根拠となる来年度の療養給付費を今年度と比較して6.1%増と予測し、予算計上する点にも疑問が残ります。これでは賛成できません。

また、国保運営協議会のあり方にも問題があると考えます。私は、国保運営協議会の運営をより一層強化することが必要だと考えます。協議会の委員の数をふやす、会議の回数をふやすこと、



そして資料の質を高める、十分に審議した上で予算案を作成すべきだと思います。そうすれば、今回の事態を招くことはなかったのではないのでしょうか。

国保は自営業者のための医療保険というのは以前の話であります。今や、無業者、年金者、いわゆる高齢者が大半で、さらには被用者、サラリーマンや給与所得者も多くなっております。非正規雇用労働者の割合の増加など、近年の雇用、労働の情勢が色濃く反映しております。ほかの公的医療保険の対象にならない人、市民はすべて国保に入る仕組みとなっているため、国保は皆保険制度を下支えするセーフティーネット、いわゆる安全網の役割を担っているとも言えます。そのような意味からも、国保は当市の市民の命と健康を守る上で極めて大事なものであります。市政の根幹をなす一つであると考えます。

私は、国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げを求めて、反対討論といたします。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で討論をします。

民主党政権は2013年度から、いわゆる新制度の移行の方針でありましたが、厚生労働省は後期高齢者医療制度にかわる新制度の実施時期等を当初の計画から実質1年おくらせる方針を明らかにし、それに向けたシステム改修経費を11年度予算に計上しませんでした。厚労省側は、ことしの春に法案が成立することを前提にして計上することは適当でない判断したと説明、法案成立後の11年度補正予算か12年度当初予算にシステム改修経費を盛り込み、2年弱の準備を経て、14年3月から新制度を実施する意向を示しております。民主党政権は、公約していた後期高齢者医

療制度廃止を先送りした上、高齢者差別の根幹を残す新制度実施も実質1年先延ばしすることとなり、後期高齢者医療制度をずるずる存続させている格好であります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押しつける仕組みであります。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよと迫る高齢者いじめの制度であり、一日でも早く廃止すべきだと考えます。そして、75歳以上は医療費は無料にすべきであります。

したがって、この予算に賛成をすることはできません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算に反対の立場で討論をします。

特定環境保全公共下水道整備事業費で、今回も加茂地区の工事請負費1億5100万円が計上されております。前回も反対を表明いたしましたが、費用対効果を検証した結果の上でこの事業が行われたものとは思えません。さきの一般質問でも明らかにしましたが、すべての対象世帯の加入が担保されていないだけでなく、先行投資といいながら、工業団地内企業の加入についてもいまだはっきりしていません。このような大型公共下水道事業は、市の借金をふやすばかりであり、とても環境保全のためとは言えません。

私は前回も、下水道を整備しているにもかかわらず加入が進まないのは、現状を無視した大型

公共下水道工事を推進した結果だと批判し、下水道事業で今すぐにでもやらなければならないことは、既に整備した区域における加入の促進であると提案して、反対しましたが、今回もその立場は変わりません。生活排水対策における公共下水道の全面的な見直しを求めて、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。  
佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場の討論を行います。

議案質疑でも明らかにいたしました。介護保険給付費の予算について、第4期である平成21年度から23年度の3年間の総合計金額は約72億円であり、その1年平均額は約24億円であります。これは前期、いわゆる第3期であります。この実績と比較し25%も多い数値となっております。平成21年度決算の介護保険給付費は約20億7000万円でありました。今年度の予想額は約22億円とのことであります。来年度の介護保険給付費予算は約24億5000万円となっております。この実績から考えて、給付費の積算がいかにも過大であり、実情に合っていないかは明らかであります。これは厚生労働省のマニュアルをうのみにして、給付等を実態からかけ離れた積算を行い、高く設定したことに原因があります。それが介護保険料を引き上げた要因にもなっていると考えます。

現在の介護保険制度では、1割負担によって、介護サービスを受けたくても受けられない方が結構多いのが現実ではないでしょうか。負担が余りにも大き過ぎる介護保険料は、今すぐにも引き上げていかないと、介護保険制度そのものが破綻するのではないのでしょうか。また、低所得者に対して市独自の保険料や利用料を減額・免除する制度を設けることを要請して、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

議会途中ですが、皆様にお諮りいたします。

先ほど朝の冒頭で申し上げました今回の東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになりました方々に対し、かすみがうら市議会といたしましても追悼の意をあらわし、黙禱をささげたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご了解いただきましたので、1分間の黙祷をささげたいと思います。

ご起立願います。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（小座野定信君）

直れ。

着席。

ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算に対して反対の立場で討論をいたします。

これまで市の水道会計には、一般会計から補助金として9000万円繰り入れをしておりました。その目的は、営業助成及び企業債償還のためとしておりました。特に旧霞ヶ浦町では、上水道事業における高料金対策として、資本費が167円以上、給水原価が263円以上であるため、繰り出し基準に基づいて、一般会計から繰り入れがなされておりました。その繰入金を活用して、企業債の繰上償還や借りかえによって、水道事業会計は年々改善されてきたわけであり、平成22年度の未処分利益余剰金は8983万6014円となっており、次の段階は市民への還元、すなわち水道料金引き下げの措置であります。

今回、私の一般質問で、水道料金の基本水量見直し及び引き下げについて、水道事務所長は「基本水量を現行の2分の1、いわゆる5立方にし、基本料金を約半額の1,000円とし、超過料金を210円で10立方まで使用したときの料金を試算しますと、5立方までは税込み1,050円で、現行料金より1,029円安くなり、9立方では189円安くなります。10立方以上は現行どおりといたしまして、10立方まででは年間3800万円の減収となります」と答弁しました。これが実施されれば、10立方以下の使用世帯が3割を超えているわけですから、大いに助かるわけであり、しかし、今回の補助金を4000万円削減したことによって、低廉な水道水の提供が難しくなったのではないのでしょうか。そのことが、今回の水道会計事業予算の最大の問題点であると考えます。

改めて、この措置について見直しを求めると同時に、水道料金の引き下げを求めて、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

15番 山内庄兵衛君。

[ 1 5 番 山内庄兵衛君登壇 ]

○ 1 5 番 (山内庄兵衛君)

議案第26号については、賛成の立場で討論を行います。

かすみがうらの水道は、霞ヶ浦地区は中央用水、したがって那珂川の水と地下水で賄っております。千代田地区については県西用水と、それから地下水で賄っております。今回の災害から見ても、もう県西用水の大きな管が破れて、断水が行われましたけれども、水道課は、昼夜、天候を問わず、一睡もしないでこの事業の復興に携わりました。そして、幸いにして霞ヶ浦地区だけは中央用水のほうはとまりませんでした。いち早く復興をいたしました。さらに、本年度は9000万の補助金をカットでありました。しかし、このかすみがうら市については非常に安定な供給をされており。特に県西用水は、もう目いっぱいであります。中央用水だけが若干の余裕があるだけでありますけれども、そういうことでございますので、このいろいろな改善を図っている水道課の皆さんの努力を買っていただいて、この予算を通したいと思っておりますので、議員諸公の賛同をお願いいたします。

○議長 (小座野定信君)

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

討論を終結いたします。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (小座野定信君)

起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 (小座野定信君)

次いで、議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第28号 市道路線の変更についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第29号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第30号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 6 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

○議長（小座野定信君）

日程第6、請願第3号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条の第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第3号については、担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第3号につきましては、全会一致の採択を受けましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案を提出することを決定いたしました。

審査の経過並びに概要につきましては、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第3号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

## 日程第 7 委員会発議第 1 号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）

○議長（小座野定信君）

日程第7、委員会発議第1号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。

以上のことから、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明、質疑並びに委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、委員会発議第1号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 請願第4号、請願第5号並びに陳情第2号

### ○議長（小座野定信君）

日程第8、請願第4号 建設業協会の経営改善に関する請願書、請願第5号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書、陳情第2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」、以上3件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をいたしております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

### ○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第4号 建設業協会の経営改善に関する請願書について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、請願提出者を参考人招致し、また請願紹介議員並びに担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第4号につきましては全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

また、採択された請願については執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を平成23年3月31日までに報告するよう求めることを決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

### ○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

### ○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている陳情第2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」を3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、参考人の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、陳情第2号につきましては趣旨採択をすべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんい

ただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

ただいま議題となっている請願第5号については、参考人として商工会会長、事務局長並びに経営指導員の3名を招致し、さらに担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、採決の結果、趣旨採択すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要につきましては、別紙の委員会概要報告書のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

委員長に質問いたします。

趣旨採択となると、採択よりは弱いんですけども、ここらのところはどのようにお考えでそのようにしたのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

委員長、よろしいですか。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

弱い、強いというよりも、意見をお聞きしました中で、その補助金の部分でございますけれども、先ほども私、委員長報告の中でお話ししたと思ひますけれども、年度ごとにまたがって、できれば1回500万ということではなくて、250万、何年かに分けてひとつお願いしたいというような趣旨でございましたので、一応その辺で趣旨採択ということになったわけでございます。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時10分

再 開 午後 3時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

大変失礼しました。

商工会から来ている請願は、500万円全額戻してくれというような請願でございました。そういった中で、全額戻すことはちょっと難しいだろうと、半分の250万円であれば認めざるを得ないかなということで、そういう趣旨で、趣旨としては採択をしたということでございます。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第4号 建設業協会の経営改善に関する請願書の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

ただいま採択されました請願は執行機関に送付し、委員長の報告のとおり、平成23年3月31日までに、その処理の経過及び結果の報告をされるよう請求することといたします。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、請願第5号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書の討論を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

よって、本請願を趣旨採択することについての討論を行います。

初めに、趣旨採択に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、趣旨採択に賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、陳情第2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」の討論を行います。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

よって、本陳情を趣旨採択することについての討論を行います。

初めに、趣旨採択に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより陳情第2号の採決を行います。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時16分

---

再 開 午後 3時31分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から、議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定についてが提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号を直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

---

### 追加日程第 3 議案第 31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定について

#### ○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団を排除し、県民の安全な生活を確保し、健全な社会経済活動を実現するため、茨城県においても暴力団排除条例が今年4月1日から施行されるところでございます。暴力団排除に向けて、県だけではなく、市町村も一体となった取り組みが必要なことから、暴力団排除条例を制定するものでございます。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま市長から、議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてが提出されました。

直ちにこの2件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号並びに議案第33号を直ちに日程に追加し、追加日程第4として議題にすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

---

#### 追加日程第 4 議案第 3 2 号並びに議案第 3 3 号

○議長（小座野定信君）

追加日程第4、議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、先般の職員の飲酒運転による不祥事を重く受けとめ、その責任を明らかにするため、市長の給料月額を平成23年4月1日から平成23年4月30日までの1カ月間、現行の50%削減に加え、さらに10%を削減するものでございます。

また、あわせて教育委員会教育長の給料月額を平成23年4月1日から平成23年4月30日までの1カ月間、10%を削減するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号並びに議案第33号については、かすみがうら市議会

会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま市長から、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてが提出されました。



直ちにこの2件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号並びに諮問第2号を直ちに日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案配付]

---

追加日程第 5 諮問第1号並びに諮問第2号

○議長（小座野定信君）

追加日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第2号 人権擁護委員の（同上）の2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました諮問第1号並びに諮問第2号の人権擁護委員の（同上）につきまして、委員7名のうち2名の方が平成23年6月30日をもって任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、かすみがうら市下土田1424番地1、鈴木伊津子氏、かすみがうら市牛渡1832番地、宮本君代氏を新任の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時44分

---

再 開 午後 3時53分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして再開いたします。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号並びに諮問第2号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこの2件は、人事案件ですので、先例により討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 選挙第8号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙

○議長（小座野定信君）

日程第9、選挙第8号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（小座野定信君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（小座野定信君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

なお、無効の取り扱いについてあらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の氏名を記載したもの、一投票中に2名以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人のだれの氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は、公職選挙法第68条第1項が準用されることから、無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼いたしますので、順次投票願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐議席番号と氏名を点呼、投票]

○議長（小座野定信君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小座野定信君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 加固豊治君及び8番 佐藤文雄君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までお越しくください。

[開票、計算]

○議長（小座野定信君）

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、

加 固 豊 治 君 5 票

栗 山 千 勝 君 3 票

鈴木良道君 3票  
岡崎 勉君 3票  
矢口龍人君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、加固豊治議員、栗山千勝議員、鈴木良道議員、岡崎 勉議員、以上4人が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました加固豊治議員、栗山千勝議員、鈴木良道議員、岡崎 勉議員、以上4名が議場におられますので、本席から、かすみがうら市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

## 日程第10 委員会発議第2号 事務検査に関する決議（案）について

### ○議長（小座野定信君）

日程第10、委員会発議第2号 事務検査に関する決議（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

事務検査に関する決議（案）の提案理由を申し上げます。

五輪堂橋改修工事に関する整備負担金については、これまで茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担により整備することで事前合意がなされ、協議が進められてまいりました。しかし、平成22年12月1日に、茨城県とかすみがうら市により二者協定が締結されたことにより、石岡市の負担分4427万6000円はかすみがうら市が負担することとなりました。

もとより、行政界の道路や橋梁等は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備促進することが一般的であり、それはとりもなおさず行政運営を公正かつ効率的に推進することであり、また行政に要求されることでもあります。

以上のことから、五輪堂橋改修工事の協定の締結に至る経過及び負担のあり方について、地方自治法第98条第1項により、産業建設委員会で検査を行うというものであります。

以上です。

### ○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

これより委員会発議第2号の討論を行います。

最初に、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号 事務検査に関する決議（案）、産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任し、五輪堂橋改修工事の協定に関する事項の検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができることとする決議は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

文教厚生委員会委員長並びに産業建設委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第12 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（小座野定信君）

本日配付いたしました議事日程において、議案第7号と議案第8号の表記が入れかわっておりました。

また、日程第4において、発議第3号と記すべきところ、発議第2号と記載されておりました。つきましては、議長の議事整理権の範疇でありますので、議長において訂正し、念のため議事日程を差しかえさせますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時22分

---

再 開 午後 4時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

○議長（小座野定信君）

委員会審査報告書の訂正についてお諮りいたします。

先ほど、文教厚生委員会の委員会審査報告書の内容について訂正があるとの委員長からの申し出がありました。

なお、訂正箇所については配付いたしました正誤表のとおりであります。

これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、訂正を許可いたします。

---

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成23年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。

会期24日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでございました。

終わります。

閉 会 午後4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小座野 定 信

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹

かすみがうら市議会議員 小松崎 誠